

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の維持・向上を図りつつ会社を持続的に発展させるため、株主の皆さまから負託を受けた取締役は、株主の利益を毀損させたり、会社の利益に反する取引や活動がないかについては、日常的に管理監督する義務があると認識しております。

そのため、株主の皆さまをはじめとする全てのステーク・ホルダーに対しては、会社に関する重要な情報を適時適切に開示し、経営の透明性を高めていく必要があると考えております。

そうした考え方を実現させるため、コーポレート・ガバナンスについては、一層充実したものを構築していきたいと考えております。

また、当社は2017年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及びさらなる企業価値の向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、上記の基本的な考え方に基づきコーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みを継続的に実施しておりますが、以下の原則につきましては、今後の取り組み方を検討中であります。

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用】

当社は、機関投資家や海外投資家等が議決権を行使しやすい環境を整える必要性は認識しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については、株主構成の推移や費用対効果も勘案しつつ、今後の課題として検討してまいります。

なお、招集ご通知の英訳については、2016年5月26日に開催しました第56回定時株主総会以降、狭義の招集通知、計算書類及び参考書類等を翻訳し、東証ホームページ及び当社ホームページに早期開示しております。

【補充原則1-2-5 実質株主の議決権行使への対応】

当社は、機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し議決権の行使や質問を行うことは原則として認めておりません。

実質株主の総会への出席につきましては、全国株主連合会がガイドラインを示しておりますが、当社としては、あくまでも株主名簿上に記載または記録されている株主が議決権を有しているとの立場を有しております。

今後につきましては実質株主からの要望や各信託銀行の動向等を注視しつつ、検討を進めたいと考えております。

【補充原則4-1-3 CEOの後継者計画】

当社は創業家一族の出資会社が筆頭株主であり、また創業者が大株主として存在しております。そして現代表取締役(CEO)が創業家を代表して会社を牽引していることは対外的にも周知されていると考えておりますので、今後は現代表取締役が社外取締役の意見も踏まえつつ、後継者計画を策定の上、十分な時間と資源をかけて育成してまいります。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

当社は創業家の代表である現代表取締役(CEO)は、自身の後継者指名が当社における最も重要な意思決定であることを認識しておりますが、当社におきましては喫緊の課題とは認識しておりませんので、時間と資源をかけて後継候補者を育成し、社外取締役の意見も踏まえた上で、取締役会に付議することとします。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】

当社は、代表取締役(CEO)の解任手続についての定めはありませんが、原則3-1に記載の事由が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は直ちに監査等委員会に諮問し、その結果、代表取締役を解職することが妥当と判断された場合は、その旨取締役会において決議するとともに株主総会において取締役解任の付議を行うこととします。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は監査等委員である取締役を4名選任しており、そのうち3名は社外取締役であり、かつ独立役員であります。

代表取締役と社外取締役とは日常的に意見交換しており、指名や報酬に限らず取締役会に上程される議案については、報告あるいは協議すべき事項、決議を要する事項等は事前説明を行っておりますので、現時点では独立した諮問委員会を設置しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1)当社は取引関係の維持・拡大や新たな事業機会創出につながり、双方に相乗効果があると判断される場合に限り、政策的に株式を保有することがあり、個社別の株数及び貸借対照表上の計上額は有価証券報告書で開示しておりますが、現状、総資産に占める割合は概ね2%前後で推移し、その影響は軽微であると考えており、原則、新規保有することは計画しておりません。

(2)当社は保有株式については、コストとの見合いで個別に経済合理性が認められるか、保有する意義があるか等についての検証を行い、取締役会の場で審議し、対応方針を決定しております。

(3)当社は保有株式の議決権行使については、議案の内容が当社の中長期的な企業価値向上に寄与するかどうか、また株主価値を毀損させることがないかを精査した上で、賛否の判断を行っております。

【補充原則1-4-1 政策保有株主からの株式売却等を妨げないこと】

当社は当社株式を政策保有株式として保有している会社から株式売却の意向を示された場合は、売却を妨げたり、取引縮小を示唆する等の行為は行っておりません。

直前事業年度の2019年2月期中に1社から売却の意向を示されましたが、これに応じております。

【補充原則1-4-2 政策保有株主との間で会社や株主の利益を害する取引を行わないこと】

当社は政策保有株式の保有継続適否については、配当金額・株式評価損益や取引状況等の経済合理性の検証を行うほか、業績不振や法令違反、反社会的行為の有無等を勘案し、総合的に判断しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は当社役員や主要株主等との取引が発生する場合は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、法令や社内規程に基づき、事前に取締役会に付議することとしており、仮に当該取引が行われた場合は、法令に基づき重要な事実については適時適切に開示することとしております。

また取締役全員(その近親者を含め)から、毎年関連当事者との取引有無について書面による提出を求めることにより周知徹底を図っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型の確定給付年金制度を採用しております。

受益者への安定的な給付を長期に亘って行うため、「運用ガイドライン」を定め、金融市場に精通した管理部門の役員2名が四半期毎に委託金融機関の運用状況をモニタリングし、運用方針・運用プロセス・運用実績等の評価を定期的に行い、必要に応じて、委託元とそのシェアや資産配分の見直しを行っています。

また、議決権行使の方針を含めスチュワードシップ活動の報告を受けることにより、利益相反の管理も適切に行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は会社の経営理念、行動基準、経営目標等については、当社ホームページ「経営理念」欄に掲載しており、適宜更新しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ホームページのコーポレート・ガバナンス欄に掲載するとともに、当該コーポレート・ガバナンス報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社は取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬につきましては、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内において、役位別の基本報酬及び各事業年度の業績に基づき決定された変動報酬(賞与)並びに上記報酬限度額とは別枠で、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬(株式交付信託)の三本柱で構成されております。

固定報酬及び変動報酬の合計限度額は年額450百万円で、株式報酬は3年間合計で上限150百万円で設定しております。

生活給の保障でもある毎年の基本報酬、短期業績連動の賞与、中長期的観点からの株式報酬とバランスのとれた報酬体系を採用することにより、健全なインセンティブが機能していると考えております。

また監査等委員である取締役の報酬額は、年額50百万円以内で株主総会の承認を得ております。

報酬額の絶対水準につきましては、信託銀行や経営コンサルティング会社による調査等をもとに、業容や業績、時価総額が比較的近い上場他社水準等も考慮しつつ、原案を策定し、代表取締役による査定を踏まえ取締役会に付議の上、承認を得ております。

取締役(監査等委員である取締役は除く。)の報酬は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内において、役位別の固定報酬と各事業年度の業績を勘案し決定された変動報酬(賞与)を支給しております。

報酬額の水準につきましては、取締役会の委任を受けた代表取締役が、各取締役を評価の上、業容や業績が当社と比較的に近い上場他社の平均的水準等も考慮しつつ原案を作成し、最終的には取締役会で決定しております。

(4) 経営陣幹部の選解任、取締役候補の指名

当社は経営陣幹部や取締役の各候補者については、原則、代表取締役からの提案を受け、取締役会で審議の上、決定します。

執行役員候補者については、当社が展開している事業のうち、一定の事業部門において重要な業務執行を担える人材を指名します。

取締役(監査等委員である取締役は除く。)候補者の指名は、定款や経営理念をよく理解した上で、各事業に精通しているかどうか、経営を担う者としての能力、識見、品格の有無等を総合的に判断し決定します。

監査等委員である取締役候補者は、財務・会計・法務や企業経営に精通し、かつ各分野で豊富な経験をもち経営監査を担える人材を選抜き、監査等委員会の意見も聴取の上、決定します。

解任については、会社法に定めのある欠落理由のほか忠実義務や善管注意義務に悖る行為があったとき、故意または重大な過失により当社に重大な損害を与えたとき、反社会的勢力との関係が認められるとき、等々に該当する場合は、取締役会において解職や解任を決議し株主総会に付議します。

(5) 個々の選解任・指名についての説明

当社は定時株主総会の取締役の選任議案(招集ご通知参考書類)において、全ての取締役候補者の個々の選任理由を記載し、当社ホームページに掲載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は社内の決定機関である取締役会・常務会や社内稟議制度により意思決定すべき事項については、その重要度に応じた具体的な付議・報告基準を社内規程で定めております。

また組織に沿った職務分掌・職務権限規程を設け、経営上の重要事項以外は各部門の長に権限を委譲し、機動的な業務執行が行えるよう配慮しております。

取締役会は、各部門の長に委任した業務執行状況が適切に運営されているかどうかを監督します。

社外取締役(監査等委員)は、会社価値の維持・向上を図る観点から、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営幹部の業務執行状況が適切かどうか、また会社と業務執行取締役との間に利益相反行為がないかを等々を監督しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社独自の独立性基準は設けておりませんが、会社法上の社外性要件及び東京証券取引所規則に定めのある独立性に関する基準を満たす候補者を選任しております。

社外取締役(監査等委員)については、社会での実務経験が豊富かつ専門知識や識見等を持ち合わせ、取締役会において積極的かつ率直に意見具申しいただける方を選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成に関する考え方】

当社の取締役会は現在11名で、そのうち監査等委員でない取締役が7名、監査等委員である取締役が4名で構成されております。

監査等委員でない取締役は各専門分野に精通し、知見や能力、品格が備わった人物を選任しており、また監査等委員である取締役4名のうち3名は社外取締役で、それぞれ公認会計士・弁護士・企業経営経験者で構成されております。

このように取締役会構成メンバーは、専門分野や背景が異なっており、その役割・責務を実効的に果たすための機能は十分に働いていると考えております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任状況】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲にとどめております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）が新たに他の会社の役員を兼任する場合は、事前に取締役会に付議の上、承認を得ることを前提としております。

また現在の兼任の状況は、株主総会招集通知添付書類の事業報告及び参考書類並びに有価証券報告書等において公表しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社取締役会の実効性については、構成メンバー全員にアンケート用紙を配布し、無記名による回答により現状分析を行っております。

2019年2月期の期末に実施しましたアンケート内容は、「取締役会の構成」、「取締役会の運営状況」、「取締役会の審議」、「取締役会の役割・責務」、「取締役自身の職務遂行」及び「取締役への支援」の6つのカテゴリーに分けるとともに、全31項目の質問を設け、それぞれ5段階評価により率直な意見を申告してもらいました。

その結果、概ね良好な評価をいただきましたが、1項目のみ、やや厳しいご指摘を受けました。

その具体的な質問内容は、「取締役として期待される役割・責務を果たすために必要な知識の習得等を行う機会及び費用が適切に確保されているか」という項目で、改善の余地があるとの評価でした。

自己評価の結果につきましては取締役会において報告しましたが、特にご指摘のあった項目については、今後改善してまいり所存であります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）への就任が内定した者に対してはまず、代表取締役が期待される役割と職責を論じます。

次に経営の一旦を担う者として必要な知識の習得を得る機会を提供し、その費用については基本的には会社が支援しております。

具体的には信託銀行のセミナーや外部機関による講習会や研修への参加を促しております。

また法令遵守の観点から、取締役会開催日に適宜、コンプライアンス委員会を開催し、取締役が承知しておくべき法令を解説し、理解を深めさせております。

社外取締役（監査等委員）に対しては、代表取締役自らが、取締役会開催日前に事業活動状況や業績の進捗等を説明する等の情報提供を行っております。

また工場や支店・営業所等への視察、臨店等を通じて、事業内容を理解する機会も提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は通期及び第2四半期累計期間については、代表取締役が取引所に赴き、報道機関向けに決算発表を行っております。

取締役の中から1名にIRを担当させるとともに、総務部をIR担当部署としております。

年に2回、機関投資家向けに、個別ないしはスモールミーティングにより集中して決算概要を説明する機会を設けておりますが、この他内外機関投資家からの取材依頼は原則、全件応じております。

また海外の機関投資家向けとして、四半期毎に決算短信を英訳（サマリー情報および財務諸表）し同時開示するとともに、業績及び財務ハイライトを英訳にてグラフ化し、当社ホームページ上に掲載しております。

当社では常日頃から多くの株主さまとの建設的な会話を通じて、当社の経営方針について理解を深めていただくと同時に、株主さまからの貴重なご意見を事業活動の展開に役立てたいと考えております。

なお、株主さまとの対話においてはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は経営理念、経営目標や重点施策をホームページ上に掲載しておりますが、ROEにつきましては、現状、株主資本コストを完全に凌駕する水準には達していません。

このため建機・商事・不動産で構成している事業ポートフォリオのうち利益率の低い商事事業につきましては、選択と集中を図ることとし、経営資源の配分を見直しました。

具体的には収益の改善見通しが困難と判断した二つの事業については、前期中に撤退することといたしました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社脇田興産	4,707,000	9.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,273,200	4.37
日本生命保険相互会社	2,061,870	3.96
株式会社三井住友銀行	1,992,127	3.83
株式会社三菱UFJ銀行	1,991,150	3.83
オリックス株式会社	1,865,600	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,401,000	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,331,900	2.56
脇田富美男	1,302,000	2.50
日立建機株式会社	1,200,000	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

1. 上記【大株主の状況】は、2019年2月28日現在の状況を記載しております。
2. 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として抛出し、議決権行使の指図権を留保している当社株式944,000株(発行済株式(自己株式を除く。))総数に対する所有株式数の割合1.81%)を含んでおります。
なお、株主名簿上の名義は、「株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する株式には、当社が設定した役員向け株式交付信託に係る当社株式72,000株が含まれております。
4. 2018年8月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2018年7月31日現在で日本バリュー・インベスターズ株式会社が、4,497,600株(保有割合8.65%)の株式を保有されている旨が記載されているものの、当社としては2019年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蔵口康裕	公認会計士											
石倉弘勝	他の会社の出身者											
石田法子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蔵口康裕	○	○	蔵口公認会計士事務所 代表 日本電通株式会社 社外取締役(監査等 委員) 学校法人大阪産業大学 監事	公認会計士としての専門的な知識や豊富な経 験を有しており、企業会計分野において有用な 助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び 業務執行の監督を行うのに適任であると判断 し、社外取締役(監査等委員)として選任してお ります。 また、同氏は東京証券取引所が定める独立役 員の独立性基準のいずれにも該当しておら ず、一般株主と利益相反の生じるおそれはな いものと判断し、独立役員に指定しています。

石倉弘勝	○	○	株式会社ジェイコムウエスト 顧問	金融機関や不動産会社において長年経営に携わってこられ、豊富な実務経験や幅広い見識を有しており、会社経営に関する有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
石田法子	○	○	ライオン橋法律事務所 代表 学校法人永守学園 理事	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、法務分野での有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として内部監査部門（監査課）から監査等委員会の事務担当者1名を選任し、各監査等委員に必要な情報を的確に提供することとしております。 なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役はおりません。 また、当該事務担当者は、組織上、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示命令を受けず、執行部門からの独立性と監査等委員会事務担当者に対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門（監査課）から内部監査の状況について随時報告を受けるとともに、会計監査人とは、各決算における監査及びレビューの際に実施される意見交換会において、監査状況の報告を受け、重要な会計に関する検討課題等について、意見交換、検討を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を満たす社外取締役（監査等委員）3名全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)へのインセンティブを付与するものとして、役員賞与制度があります。
また、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上や企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

当社では、事業報告及び有価証券報告書において、取締役及び監査役に対する報酬等の総額を開示しております。
直前事業年度(2019年2月期)における役員区分ごとの報酬等の総額は、以下のとおりです。
なお、当社は2017年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

	員数	報酬等の総額	基本報酬	賞与	退職慰労金
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	8名	256百万円	191百万円	56百万円	8百万円
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	1名	9百万円	9百万円	-	-
社外役員	3名	15百万円	15百万円	-	-

- ・上記報酬等の総額及び員数には、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ・当社は、2018年5月24日開催の第58回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止すること、また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を対象にした株式報酬制度の導入を決議いたしております。なお、上記退職慰労金の額は、2018年3月から同年5月に至るまでの当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額であります。
- ・また、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、有価証券報告書において個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **あり**

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額につきましては、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内において、役位別の固定報酬並びに各事業年度の業績を勘案し決定された変動報酬(賞与)を支給しております。
報酬額の水準につきましては、取締役会の委任を受けた代表取締役が、各取締役を評価の上、業容や業績が当社と比較的に近い上場他社の平均的水準等も考慮しつつ原案を作成し、最終的には取締役会で決定しております。
なお、当社は2017年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額については年額450百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額については年額50百万円以内でご承認いただいております。
また、当社は2018年5月24日開催の第58回定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、上記報酬限度額とは別枠で、株式報酬制度を導入しております。
本制度は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき付与されるポイント数に応じ、当社株式が信託を通じて交付される株式報酬制度であり、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、取締役会事務局である総務部が取締役会の開催等の業務連絡や日程調整等を行っており、社外取締役(監査等委員)が取締役会における決議事項や重要な報告事項を十分に理解した上で適切な発言や行動ができるよう、代表取締役及び管理本部が中心となって議事内容に関する事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名と監査等委員である取締役4名(うち3名社外取締役)で構成されており、取締役会を業務執行の最高意思決定機関と位置づけております。取締役会は、月1回の定例取締役会、年4回の決算取締役会のほか、緊急を要する議案があるときは臨時取締役会を適宜開催し、当社及び当社子会社(以下、「当社グループという。」)の経営に関する重要事項、決算案等を協議・決定しております。さらに、原則週初に1回、与信案件を中心とした常務会を開催し、業務執行に関する議案に対し機動的に対応しております。

・当社は、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しており、2018年5月24日開催の取締役会において、執行役員1名を選任しております。執行役員は、取締役の指名により取締役会や常務会に出席し、業務執行状況を報告することとしております。

・当社の監査等委員会は、4名の監査等委員で構成されており、うち1名が社内取締役である常勤監査等委員、うち3名が社外取締役である監査等委員3名であります。監査等委員会は、毎月1回開催することとしており、監査等委員は毎月開催される定例取締役会及び定例常務会等の重要会議に出席するとともに、重要事項に関する審議、決議、業績等の進捗に関する業務執行状況の監督などの経営に対するチェックと、取締役の職務の執行に関して、違法性・妥当性の観点から監査を行っております。さらに、監査等委員会が代表取締役の業務執行に関する考え方をヒアリングの上、協議する場を年2回設けております。

・当社は、業務執行部門から独立した社長の直轄組織である内部監査部門である監査課(3人体制)を設けており、当社及び当社子会社の業務活動が法令及び諸規程等に準拠し、適正かつ効果的に運営されているか業務監査を行うとともに、厳正な運用をするように指導・助言を行っております。

・監査等委員である取締役、内部監査部門である監査課及び会計監査人は、年間監査計画や監査計画等の定期的な会合や監査への立会いを含めて連携し、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を強化し、監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図っております。

・当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を受けておりますが、当社と同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりです。

代表社員 業務執行社員 洲崎篤史

代表社員 業務執行社員 藤田貴大

また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士8名であります。

・当社と監査等委員である取締役4名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とした同法第423条第1項の責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、さらなる企業価値の向上を図る観点から、取締役会に監査等委員(独立した複数の社外取締役を含む。)を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、かつ監督と執行の分離を進めつつ経営の機動性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、2017年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社を選択しております。

監査等委員の法律上の機能を活用し、また社外取締役(監査等委員)の豊富な経験や幅広い見識を活用することで、業務執行取締役に対する監督機能が一層高まるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆さまが十分な議案の検討時間が確保できるよう、招集通知については早期発送及び早期開示することとしております。 2019年5月23日に開催した第59回定時株主総会においては、29日前の同年4月24日に東京証券取引所及び当社ホームページにWEB開示するとともに、27日前の同年4月26日に株主の皆さまに発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、外国人株主の皆さまの便宜に供するため、2016年開催の定時株主総会より招集通知を英訳しております。 2019年5月23日に開催しました第59回定時株主総会は、同年4月24日、東京証券取引所及び当社ホームページにおきまして、和文と併せて同時にWEB開示しております。
その他	当社ホームページに定時株主総会に関する日程・議案等の情報、招集通知・決議通知・議決権行使結果等の株主総会関連書類並びに英訳の招集通知等を掲載しております。 また、株主の皆さまに当社のご理解を一層深めていただくため、定時株主総会の事業報告等の報告事項におきまして、ナレーション並びにパワーポイントをを用いたビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのURLは、 http://www.wakita.co.jp であります。 掲載資料としては、過去に開示した決算短信、有価証券報告書、四半期報告書及び決算情報以外の適時開示資料等並びに経営指標、事業報告書、ニュースリリース等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社総務部がIRを担当しております。	
その他	当社は年2回(第2四半期決算及び本決算)の決算発表後、アナリストや機関投資家等を対象に、IR訪問(ワンオンワンミーティング)を行っております。 また、当社への訪問取材や電話取材についても原則全て対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内マニュアルである「コンプライアンス・マニュアル」及び従業員向け小冊子「規律を守りましょう」の中に記載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における内部統制システムの整備状況は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役、監査役、監査等委員及び使用人が、法令及び定款の遵守を徹底するための行動規範として、コンプライアンス・マニュアルを策定している。
(2) 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの取締役、監査役、監査等委員及び使用人に対し、法令及び社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施する。
(3) 当社グループは、法令、定款及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の措置として、社内通報制度を設置し、不正行為の早期発見と是正に努めるとともに、通報者が不利益を被ることのないよう保護する。
(4) 監査等委員は当社グループの取締役会や常務会または重要な会議等に出席し、取締役の業務執行状況を監視する。
(5) 法務審査室は当社グループの商取引や契約締結に関するリーガルチェックを稟議規程等に基づいて精査を行う。
(6) 監査課は当社グループのコンプライアンス遵守状況を監査し、結果を定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会議事録・監査等委員会議事録・稟議書・その他職務の執行に係る重要情報を文書規程、稟議規程等に基づき適切に保存・管理し、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理規程に基づき、事業活動に影響を及ぼすおそれのある様々なリスクへの未然防止を図るとともに、万一リスクが発生した場合の影響を最小限に止め、当社グループの損失が極力発生しないよう対処する。また、リスクが顕在化した場合は、迅速な対応により損害を最小限に抑えるとともに再発防止策を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、取締役会規程に基づき定例取締役会を月1回開催するほか、決算取締役会を四半期毎に開催、また臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、当社グループの経営に関する重要事項、決算案等を協議・決定する。さらに、原則週に1回常務会を開催し、業務執行に関する議案に対し機動的に対応する。
(2) 当社は、業務執行の効率化を図るため、組織(分掌)規程、権限規程、稟議規程等の諸規程を見直し、整備する。また、全社的目標や各部門の具体的目標を達成するため、ITを活用し、定期的に進捗状況を還元し、併せて業務の効率化に資するシステムを構築する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社における業務の適正な運営に努めるものとする。
(2) 子会社の事業活動の適正と効率性を確保するために、当社の取締役または使用人は、子会社の取締役等を兼務し、業務執行について監視、監督及び指導する。また、子会社は、定期的に当社取締役会、常務会等重要な会議において業務執行についての報告を行う。
(3) 当社は、当社監査課による子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を確保する。
(4) 監査等委員会は、その職務を行うため必要があるときは、当社グループ各社の調査を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会は、監査課所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2) 監査等委員会より命令を受けた使用人は、その命令の内容について取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮は受けないものとしており、内部統制上、独立的立場で監査を実施できる体制を維持する。
(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。
7. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
(2) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令違反行為等、当社または当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告する体制を整備する。
(3) 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人との間で定期的に会合を開催し、意見交換を行い、意思疎通を図る。
(2) 監査課所属の使用人は、監査等委員と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。
(3) 監査等委員会の職務について生ずる費用は当社が負担する。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの取締役、監査役、監査等委員及び使用人(以下、「役職員」という。)は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。
また、必要に応じて警察当局や外部の専門機関等と連携し反社会的勢力に関する情報及び動向の収集に努めるとともに、当社総務部を対応統括部署とし、当社グループ役職員への社内教育等を通じて、不当要求等に対して適切な対応がとれる体制を整備する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 社内体制

当社は管理本部長を有価証券上場規程等に基づく「情報取扱責任者」と定め、また、社内規程（「インサイダー取引防止規程」）に基づく「社内情報管理者」を総務部長とし、内部情報が発生した時には直ちに総務部長に報告し、対応する体制を採用しております。

2. 開示の時期方法

当社は下記記載の（1）決定事実、（2）発生事実、（3）決算情報など、事案の内容によって「情報取扱責任者」と「社内情報管理者」が協議を行い、「インサイダー取引防止規程」に基づき、所定の手続きを経て、迅速・正確かつ公平な会社情報の適時開示を行います。

また、開示した会社情報については、当社ホームページにすみやかに掲載いたします。

（1）決定事実

当社は重要な決定事実については、毎月開催される常務会、取締役会等において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより迅速な意思決定を行っております。

決定された重要な決定事実については、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき開示が必要な場合には直ちに開示を行い、迅速、正確かつ公平な会社情報の適時開示に努めております。

（2）発生事実

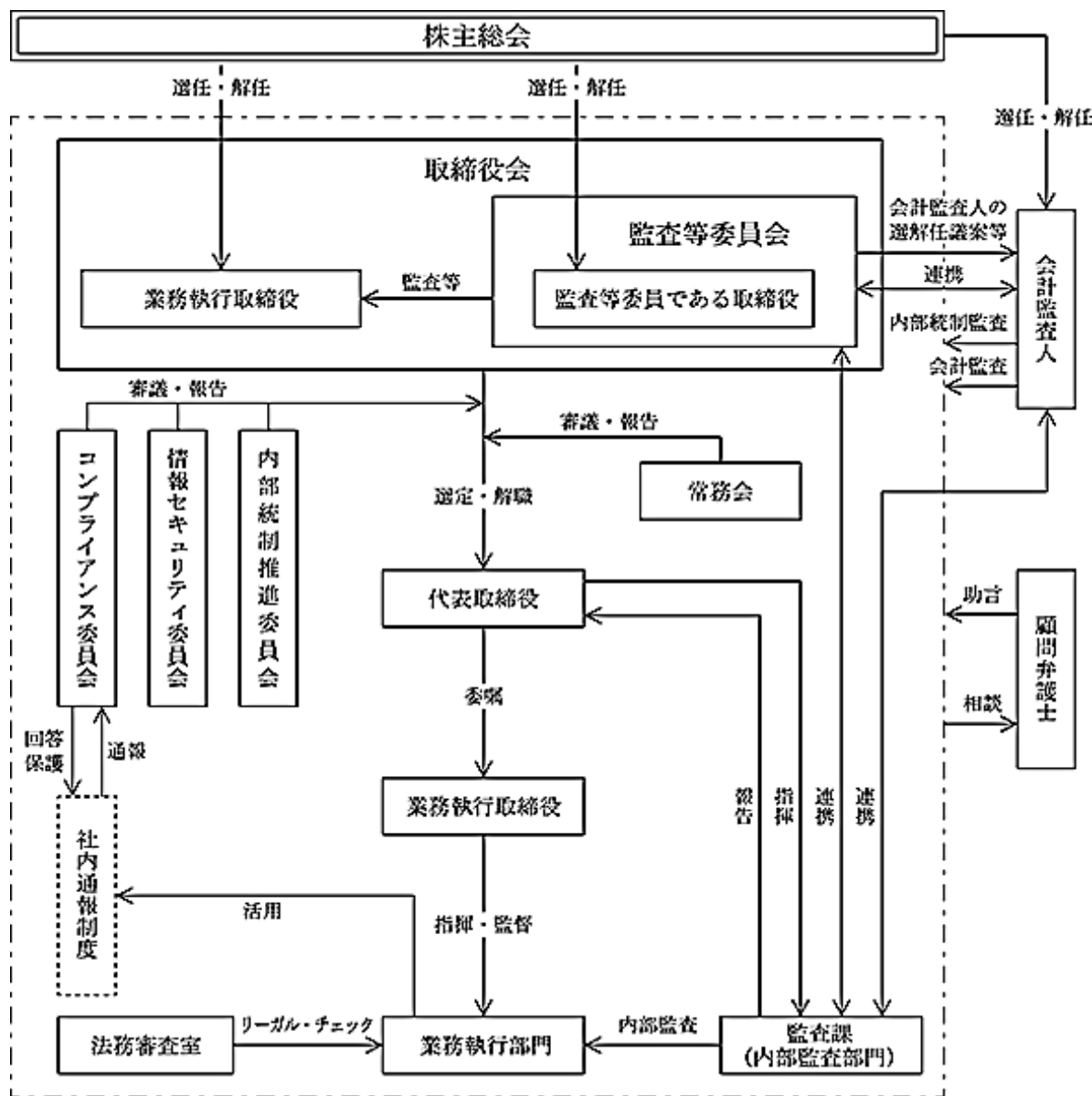
当社は重要な発生事実については、当該発生した部門部署の責任者・関係会社の責任者などからすみやかに総務部長（「社内情報管理者」）に情報が集約され、「情報取扱責任者」に報告・連絡・協議され、情報取扱責任者を中心に当該情報の重要性の判断や情報開示の要否検討を行い、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき開示が必要な場合には、直ちに適時開示を行います。

また、必要に応じて同取引所、会計監査人、顧問弁護士からのアドバイスを受け、迅速・正確かつ公平な会社情報の適時開示に努めております。

（3）決算情報

当社は決算についての情報は、経理部を中心に決算書類を作成し、会計監査人及び監査等委員会による監査を受けた後、決算取締役会の承認を得て、同日すみやかに決算情報を適時開示いたします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制 模式図



当社の適時開示に係る社内体制 模式図

